

令和8年度宮城県医師確保に向けたPR動画制作・広報業務 企画提案募集要領

この要領は、宮城県（以下「発注者」という。）が実施する令和8年度宮城県医師確保に向けたPR動画制作・広報業務（以下「本業務」という。）を委託するに当たり、公募型プロポーザル方式により、優れた提案及び能力を有し、最も適格と判断される受注候補者を選定するために必要な事項を定めるものである。

1 募集概要

(1) 委託業務名

令和8年度 宮城県医師確保に向けたPR動画制作・広報業務

(2) 委託業務の目的

本県の人口10万対医師数は、「令和6年医師・歯科医師・薬剤師統計」において、宮城県全体の医師数が全国平均を若干上回っている中、2次医療圏別では、仙南医療圏、大崎・栗原医療圏、石巻・登米・気仙沼医療圏が全国平均を下回っており、仙台医療圏（特に仙台市）に集中する地域偏在が大きな課題となっている。また、地域における高齢化の進展に伴い、複数の疾患を併せ持つことが多い高齢者に対応するため、広く疾患を診ることができる総合診療のニーズが高まっている。

こうした状況を踏まえ、本業務は、医師多数県に在住する40代から50代前半の中堅以降の医師等を主な対象として、本県における地域医療及び総合診療の魅力や実態について、PR動画の制作及び効果的な広報を通じて広く発信することにより、本県での医師の確保及び定着を促進し、地域医療の充実並びに医師の地域偏在の解消につなげることを目的とする。

(3) 業務内容

令和8年度宮城県医師確保に向けたPR動画制作・広報業務仕様書（案）（以下「仕様書」という。）のとおり

(4) 委託期間

契約締結日から令和9年3月19日（金）まで

(5) 委託上限額

金5,500,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

なお、この金額は契約金額の限度額を示すものであり、発注者がこの金額で契約することを約束するものではない。

2 応募資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）各号に該当する者でないこと。

- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法に基づく更生計画認可の決定を受けている者を除く。）であること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（民事再生法に基づく再生計画認可の決定を受けている者を除く。）であること。
- (4) この業務の募集開始時から企画提案書提出までの間に、宮城県の物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（令和2年4月1日施行）に掲げる資格制限の要件に該当する者でないこと。
- (5) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）の別表各号に規定する措置要件に該当する者でないこと。
- (6) 地方税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (7) 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定するもの）に該当しない者であること。
- (8) 宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定するもの）に該当しない者であること。
- (9) 宮城県内に活動拠点（本社、営業所）を有し、委託業務を的確に遂行する能力を有すること。

3 スケジュール（予定）

内 容	期 間
企画提案募集開始	令和8年7月9日（木）
質問受付	令和8年7月9日（木）から 令和8年7月14日（火）午後5時まで
質問回答	令和8年7月16日（木）
参加申請書（様式第2号）及び企画提案応募資格に係る宣誓書（様式第3号）の提出期限	令和8年7月22日（水）午後5時まで
企画提案書等の提出（様式第4号）、企画提案書及び参考見積書の提出締切	令和8年8月3日（月）午後5時まで
企画提案書の書面審査（3者を超える場合）	令和8年8月5日（水）
書面審査の結果通知（3者を超える場合）	令和8年8月6日（木）
プレゼンテーション審査	令和8年8月20日（木）
選定結果通知、仕様決定、選定業者との契約準備	令和8年8月24日（月）以降
契約締結	令和8年9月上旬まで（予定）

4 質問の受付及び回答について

本募集内容に関する質問については、質問書（様式第1号）により提出すること。口頭及び電話によるもの、受入期間以外の質問は、一切受け付けない。

(1) 受付期間

令和8年7月9日（木）から令和8年7月14日（火）午後5時まで

(2) 提出先

宮城県保健福祉部医療人材対策室医師定着推進班

電子メールアドレス iryozint@pref.miyagi.lg.jp

(3) 提出方法

指定様式（様式第1号）を用いて、電子メールで提出すること。

(4) 回答方法

質問に対する回答は、集約したものを宮城県保健福祉部医療人材対策室のウェブサイトにおいて令和8年7月16日（木）に公表する（質問者の氏名・名称等は公表しない）。ただし、質問又は回答の内容が具体的な提案事項にかかわるものや、参加資格に関することについては、質問者に対してのみ回答する。また、質問の内容によっては回答しない場合もある。

5 参加申請書及び企画提案応募資格に係る宣誓書の提出について

当公募型プロポーザルに参加する者は、下記の要領で提出すること。

(1) 提出書類

参加申請書（様式第2号）

企画提案応募資格に係る宣誓書（様式第3号）

(2) 提出期限

令和8年7月22日（水）午後5時必着

(3) 提出方法

宮城県保健福祉部医療人材対策室医師定着推進班に郵送又は持参すること。

持参の場合は、土日祝日を除く午前9時から午後5時までを受付時間とし、郵送の場合は、提出期限当日必着とする。

(4) 留意事項

(1) の書類の提出がなかった者からの企画提案書等の提出は受け付けない。

6 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書等の提出（様式第4号）

イ 企画提案書（任意様式） PDF形式

ウ 参考見積書（任意様式） PDF形式

※参考見積書は、企画提案を審査する際の参考にするものであり、契約締結の際は再度、見積書の提出を求める。

(2) 提出方法等

ア 提出期限

令和8年8月3日（月）

イ 提出方法

上記（1）アについては紙媒体で1部提出すること。また（1）イ及びウについては、両者を一式として取りまとめ、ホチキス止め又はクリップ留め等により綴じた状態で5セット提出すること。あわせて、各様式の電子データを電子媒体（DVD-ROM等）により1部提出すること（郵送又は持参）

持参の場合は、土日祝日を除く午前9時から午後5時までを受付時間とし、郵送の場合は、提出期限当日午後5時必着とする。

(3) 提出先

宮城県保健福祉部医療人材対策室医師定着推進班

住 所：〒980-8570

仙台市青葉区本町三丁目8番1号 宮城県行政庁舎7階南側

電 話：022-211-2692

7 提出書類の作成及び記載上の留意事項

(1) 企画提案書（任意様式）

A4判、ページ番号付きとし、片面印刷を原則とする。ただし、資料の作成上、A3判を利用した方が確認しやすい場合はA3判の使用を認める。

(2) 企画提案書の記載事項

企画提案書には、仕様書の内容を踏まえ、おおむね下記の事項を記載するほか、応募者としてのアピールポイントを明記するよう努めること。

ア 企画のコンセプト及び基本方針

本業務の目的を踏まえた企画の狙い、全体のコンセプトを記載すること。

イ PR動画の企画・構成、広報（プロモーション）手法

本編動画及び短編動画の構成、ストーリー、演出の概要を具体的に記載すること。また制作した動画の効果的な発信方法について、具体的な手法、使用する媒体及びその選定理由等を記載すること。

ウ 本業務の実施体制及び業務スケジュール

業務実施体制（各業務の概要、従事する人数等）及び想定されるスケジュールを具体的に記載すること。

エ 独自提案及びその他の工夫

本業における提案者の強み、独自の創意工夫した点があれば記載すること。

(3) 参考見積書作成に当たっての留意事項

ア 本業務の実施に要する経費の内訳（項目、数量、単価、金額、税等）を明らかにすること。

イ 積算した金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって積算額とするので、参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税業務者であるか免税業務者であるかを問わず、積算した金額の110分の100に相当する金額を参考見積書に記載すること。

(4) 提出後の変更

提出された書類について、提出後の差し替え、変更及び取消は一切認めない。また、提出された書類は一切返却しない。

(5) 無効の取扱い

次のいずれかに該当する場合は、無効とする。

ア 提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難である場合、又は文意が不明である場合。

イ 本募集要領等に従っていない場合

ウ 下記8に示すプレゼンテーション審査に参加しなかった場合

エ 同一の団体等が2つ以上の企画提案書を提出した場合

オ 企画提案方式による公正な企画提案の執行を妨げ、又は不正の利用を得るために連合した団体等が提出した場合

カ 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する事案

(6) その他

ア 企画提案書の提出を取り下げる場合は、速やかに取下願（様式第5号）を提出すること。

イ 企画提案書の再提出は認めない。

ウ 取下願の提出があった場合も、既に提出された企画提案書は返却しない。

エ 審査は提出された企画提案書により行うが、提案受付後、提案内容について説明を求めることがある。

8 評価・選定方法

(1) 評価・選定の体制

発注者が設置する令和8年度宮城県医師確保に向けたPR動画制作・広報業務プロポーザル方式等選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、応募者の企

画提案内容を総合的に審査し、最も効率的かつ効果的な企画を提案した者1者を本業務受注候補者（以下「候補者」という。）として選定する。

（2）審査方法

ア 企画提案書及び応募者による提案内容の説明（プレゼンテーション）を、審査基準に基づき委員ごとにそれぞれ採点評価・順位付けを行い、各委員が付けた順位点の総計が最も高い応募者1者を候補者として選定する。

イ アにおいて、順位点の総計が最も高い応募者が複数ある場合は、各委員が採点した評価点の総計が最も高い応募者1者を候補者として選定する。評価点と同点の場合は、委員長が候補者を選定し、選定に当たり疑義が生じた場合は、選定委員会で協議の上、候補者を選定する。

なお、次点の者の場合にもこの基準を適用し、8（7）の候補者とする。

ウ ア及びイの規定にかかわらず、採点評価の結果、各委員が採点した評価点の総計の平均が6割に満たない場合は選定しないものとする。

なお、応募者が3者を超えた場合は、プレゼンテーション審査に先立ち一次審査を実施し、上位3者をプレゼンテーション審査参加者として選定する場合がある。

（3）審査基準

ア 評価点は、別紙「審査項目及び評価表」のとおり。合計100点とする。

イ 順位点は、次のとおりとする。

1位：2点 2位：1点 3位：0点

（4）一次審査（書面審査）

ア 実施日

令和8年8月5日（水）（予定）

イ 審査方法

応募のあった企画提案書について、（3）審査基準に基づき審査し、上位3者を選定する。採点評価・順位付け（2）ア及びイに規定する方法に準ずる。

ウ 一次審査結果の通知

全ての応募者に対し電子メールで選定結果を通知する。また、上位3者に対してはプレゼンテーション審査日程を併せて通知する。

なお、一次審査を実施しなかった場合は、全ての応募者に対しプレゼンテーション審査日程等を書面により通知する。

（5）プレゼンテーション審査

ア 実施日

令和8年8月20日（木）（予定）※詳細な時間は別に通知する。

イ 実施会場

宮城県行政庁舎内（予定）※詳細な場所は別に通知する。

(仙台市青葉区本町三丁目8番1号)

ウ 実施時間

30分以内(提案説明20分以内、質疑応答10分以内)

エ 出席者

3人以内

オ 追加資料の配布

事前に提出された資料に基づいてプレゼンテーションを行うこととし、追加資料の配布は認めない。

カ 使用可能機材

プレゼンテーションにおけるパソコンは提案者が持参すること。なお、機材の不具合等によりディスプレイに表示されない場合であっても、プレゼンテーションの機会は再度設けないものとする。

発注者が用意するモニター(対応ケーブルはHDMI)の使用を希望する場合は、企画提案書等の提出時に申し出ること。

キ プレゼンテーション審査結果の通知

審査終了後は、プレゼンテーション審査に参加した全ての応募者に審査結果を書面により通知するとともに、選定結果については宮城県ウェブサイト公表する。

ク その他

プレゼンテーション審査に参加しない応募者の提案は無効とする。また、審査(選定)内容に関する一切の質問には応じない。

(6) 応募者が1者又はない場合の取扱い

ア 応募者が1者の場合

(5)によるプレゼンテーション審査を実施し、本業務を適切に実施できると判断された場合は、当該者を候補者として選定する。

イ 応募者がない場合

選定委員会に諮った上、再度企画提案を募集することがある。

(7) 候補者の辞退等

次の場合は、候補者の選定を取り消し、(5)による評価点数の合計が次点の者を候補者とする。

ア 候補者が辞退したとき

イ 委託契約を締結するまでの間に、候補者が、入札参加業者登録簿の登録を取り消され、又は入札参加資格制限を受けたとき

ウ 委託契約を締結するまでに間に、候補者が応募時において2の応募資格を有していなかったことが判明したとき

エ 仕様内容に係る発注者と候補者の協議が調わなかったとき

9 委託契約の締結

選定した業務委託候補者と、宮城県財務規則（昭和39年宮城県規則第7号）に定める随意契約の手続により、予定価格の範囲内で見積合わせを行い、本業務の契約を締結するものとする。ただし、協議が整わない場合その他の理由により、当該業務委託候補者と契約締結に至らなかった場合は、次点の提案者を業務委託候補者として、契約手続きを行う。

契約時における業務内容及び仕様については、仕様書及び企画提案内容を踏まえ、発注者及び業務委託候補者との協議により決定するものとする。

10 注意事項

- (1) 企画提案に要する費用は、全て企画提案者の負担とする。
- (2) 企画提案に参加する者が不穏な行動をするとき、又は企画提案を公正に執行することが困難であると認めるときは、プロポーザル方式による企画提案の実施を延期又は取り止めることがある。
- (3) 発注者は、企画提案者から提出された提案書等を本業務における候補者の選定以外の目的に使用しないものとする。
- (4) 企画提案者は、本業務に関して発注者から受領又は閲覧した資料等は、発注者の了解なく公表又は使用してはならない。
- (5) 提出された企画提案書等は、行政文書となるため、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号）による開示請求があった場合、非開示部分（個人情報や公開することにより企画提案者の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められる情報など）を除き、開示することとなる。

「令和8年度宮城県医師確保に向けたPR動画制作・広報業務」企画募集提案 審査項目及び評価表

評価基準		
評価項目	評価の観点	配点
全般	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務の目的（医師確保）を十分に理解した提案となっているか ・ターゲット（医師多数県の医師等）の特性を適切に分析し、効果的なアプローチが設定されているか ・提案全体に一貫性・論理性があり、医師の関心喚起や応募等の行動につながる効果できるか。 	15
PR動画制作	<ul style="list-style-type: none"> ・総合診療の魅力や地域医療の価値が分かりやすく伝わる内容となっているか ・視聴者の関心を引き、共感を生む構成・ストーリーとなっているか ・視聴者が宮城県で働く姿を具体的にイメージし、相談や応募等の行動につながる内容となっているか 	30
広報	<ul style="list-style-type: none"> ・ターゲット（医師多数県の医師等）に対して効果的にリーチできる広告手法及び媒体が提案されているか。 ・本編動画及び短編動画の特徴を踏まえ、視聴者の関心喚起から求人の相談等の行動につながる効果的な導線設計となっているか。 ・効果測定の手法及び評価指標が具体的かつ適切であり、効果検証結果を踏まえた改善提案が示されているか。 	30
独自提案	<ul style="list-style-type: none"> ・独創性があり、本業務の効果向上が期待できる内容であるか ・実現可能性を踏まえた現実的な提案となっているか 	10
業務履行能力	<ul style="list-style-type: none"> ・業務実施体制（人員・役割分担）が適切であるか ・スケジュールが現実的かつ具体的であるか ・類似業務の実績を有し、確実な業務遂行が見込まれるか 	10
予算	<ul style="list-style-type: none"> ・提案内容に対して見積額が妥当であるか ・積算内容が明確かつ適正であるか 	5
合計		100

審査内容ごとにAからFまでの6段階で評価し、配点に応じた以下の係数を乗じた数値を評価点とする。

評価	A	B	C	D	E	F
	特に優れている	優れている	標準的	やや課題がある	課題がある	評価対象外
係数	1.0	0.8	0.6	0.4	0.2	0